

1 内壁仕上塗材の点検実施について

(1) 点検の目的

市有施設での維持管理にかかる点検ルール等を定めていない内壁仕上塗材について、劣化に伴うアスベストの飛散状況の確認を行い、取扱いを決定する。

(2) 点検の概要

対象施設	<ul style="list-style-type: none">・ しゅん工(直近内壁改修)から50年以上経過している施設・ 内壁に吹付け工法及び工法が不明な仕上塗材が使用されている施設 ⇒ 21施設・40棟
点検実施主体	<ul style="list-style-type: none">・ 施設管理者(所管課) [一般会計施設は環境都市推進部からの予算委託(配分)により実施]
点検内容 (業務委託)	<ul style="list-style-type: none">・ 定性分析(仕上塗材のアスベスト含有状況の確認)・ 劣化度判断^{※1}(仕上塗材の損傷、劣化状況の確認)・ 室内環境測定(損傷、劣化している仕上塗材周辺でのアスベスト飛散状況の確認)

※1 建築物石綿含有建材調査者等の専門家に委託

(3) 点検後の取扱い(案)

全ての点検実施施設で、アスベストの飛散がないことを確認できた場合は、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」に基づく**点検の対象外**とする。

2 今後の予定

(1) 点検マニュアルの策定

令和2年3月下旬

策定後、全庁に通知

(2) 予算委託(配分)

令和2年4月上旬

施設所管課(一般会計施設に限る)に予算委託(配分)